

総務省独立行政法人評価委員会 統計センター分科会の文書開催について（説明）

平成 21 年 12 月
総務省統計局総務課

・今回開催の趣旨（分科会の審議内容）

独立行政法人統計センター役員報酬等の支給基準の変更について

今般、独立行政法人統計センター役員報酬規程（統計センター規程第 17 号）が一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 86 号）に準じて改定され、総務大臣は独立行政法人統計センターから独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 52 条第 2 項の規定に基づく届出を受けたところ。

これに伴い、独立行政法人通則法第 53 条第 1 項の規定に基づき当該分科会委員の先生方に報酬等の支給の基準を通知し、同条第 2 項に基づく意見の申出を受ける機会を設ける必要が生じているもの。